

申告 ワンポイント アドバイス

今回は、税務調査で所得の計算上問題になりやすい医療収入とそれ以外の収入について解説します。

I. 医療収入

イ. 自由診療収入

「1」税務調査で問題になるのが、自由診療収入の計上漏れです。自費収入の確定には、次の資料から事前にチェック等を入れ、整合性を持たせることが大切です。

①領収書控え②窓口日計表③歯科における委託技工料、インプラント等の仕入れ—など診療科目特有の自由診療に直結する仕入れ外注費の請求書です。

その他、アポイント帳に治療内容が記入されている場合や、習期に受領が延期される場合には未収計

いるケースもありますので、記載方法については注意を要します。

「2」現金管理に伴う調査事例では、現金管理を

残高記帳の窓口日計表で管理するのではなく、収入明細表等で管理している(現金管理が不十分の場合)に、領収書控えとの照合で自費漏れを指摘されるケースがあります。

「3」院長家族や親戚、スタッフ等に対して無償で治療を行った場合にも、外注費及び仕入の請求書等から、自費収入漏れの指摘を受けることがあります。

「4」自費収入の代金受領は現金が原則とされますが、ローン等分割払いの場合や習期に受領が延期される場合には未収計

京大農学部のある農場が高槻市にあるのを存じだるうか?高槻市駅を上り電車で出て、しばらくす



構内にはユニークな看板が掲げられている

ると左手に何やら広い敷地に古い西洋風邸宅のような建物がある。それが京大農場の建物である。

上を忘れることがあります。1~2月の自費入金をチェックしておきましょう。また、自賠責等の報酬は、請求してから相当期間を経てから入金されるため、計上時期がずれることがありますので、診療日又は請求日の確認を忘れないようにしましょう。

「5」矯正治療など通常数年の治療を要するものについては、患者との契約内容等に基き、収入を計上することになります。

「6」その他の自由診療収入及び雑収入
その他の自費収入には、健診費用、自賠責診療、歯ブラシやフロス等の口腔衛生材料の販売収入等が含まれ、雑収入には、歯科用貴金属等の売却収入や国保の乳幼児医療協力手数料などが含まれますので、計上漏れ(未収計上を含む)のないようにしましょう。

「7」保険診療収入
京大施設では、他にも少し離れた場所に古首郡温泉という施設があり、連絡するところがある。学校は本来、部外者立ち入り

0ほど歩けば、農場の端に着く。なぜこんな都会(高槻市)民は都会を思っている(の中に農場があるのか意外だと思われる方も多し)と思う

うが、開設された当時(昭和3年)は、純然たる農村地帯の真ん中に立地していたのである。今では周りを住宅に取り囲まれてしまい、平地では高槻でも数少ない緑地

収入計上の留意点

黒岩 哲夫 (税理士)

①措置法26条適用(四段階医療税制)者の注意
点
保険収入の確定方法は、社保と国保の年間調書の合計点数で算定しま

しょう。申告後の調査で点数計算ミスや生活保護などの保険収入漏れで5千円を超過してしま

い、実績経費で所得計算されて多額の税金が追徴されたケースもあります。

②実額による所得計算の留意点
「1」診療値引きについて
点数で計算した収入金額が窓口や銀行振り込みの実額の収入金額より多いのが通常です。この差額は税務上診療値引きと認定で処理されます。保険点数で保険収入を計上し、「診療値引き」を必要経費として差引きます。

また、保険点数の計算を省いて実際の収入金額をもって保険収入とする場合は、「診療値引き」の処理も省かれます。なお、最近いわゆる窓口差額について調査で問題になることがありますので、要注意です。

「2」一部負担金について
になるが、関係ない車が南北に通るだけしている。構内が東西に広く伸びているのは、南北をJRと阪急で囲まれているため、交通の便を考慮していることかも知れない。また緑が豊かなため、子ども

京大農場 駅前の一見変わった憩いの場

移転危機にある都会の農地

り禁止のところが多し、この看板は「大学構内につき徐行してください(時速10キロ)」とあるだけで、事前の許可無く入ることが出来る。さすがに建物内に入ると問題

も連れの散歩も多く見られる。JR・阪急の電車も見えるため、幼稚園児には格好の遊び場に

も一度立ち寄りてみていただきたい。
高槻はサッカーに熱心な土地柄であり、市は農

も他の所得との通算はできません。
③生命保険の満期金等については、申告漏れとなりやすいので注意しましょう。
④事業所得と他の所得の赤字で損益通算できるものの検討。
「1」一定の居住用財産の買換え等、特定の居住用財産の譲渡損失
「2」ゴルフ会員権及び医療用車両等の譲渡損失
「3」不動産所得の損失

「消費税の課税について」
07(平成19)年分の所得税の申告に際し、05(平成17)年分基準期間の課税売上高事業所得、不動産所得等における消費税の課税対象となる収入金額が1千万円を超える場合は、消費税の課税事業者となり、平成19年分の消費税の申告が必要となりますので注意してください。

場を移転してガンバ大阪のホームグラウンドとともに、市民の憩いの広場として整備しようという案がある。駅から近く、充分な広さがあると立地条件は他にない好条件なのだが、高槻にはすでに総合公園内に野球場やサッカー場は作られており、これ以上プロサッカーのホームグラウンドまで誘致する必要があるのである。大阪府は無駄な大型開発を推し進め、瀕死寸前の赤字を背負っている。高槻市も同じように必要のない大型公共事業を行い、府の小規模版にならないように願っている。

「おおさかウォッチング」
193

協会行事案内

電話 06-6568-7731
お申し込みは ファクス 06-6568-0564

「開業3年までの先生の集い—雇用管理・求人への悩みについて語る」
日時 3月1日(土) 午後6時30分~8時
会場 保険医会館 会費 会員無料、未入会者1万円
話題提供者 桂好志郎氏(社労士)ほか
内容 開業間もない先生方の悩みの一つ雇用管理・求人について意見を出し合い、情報交換を行う。

「おおさか医師・歯科九条の会 結成2周年記念集会 記念講演「格差が生み出す悲劇—知られざる米軍兵士の実態—」」
日時 3月2日(日)
記念集会 午後2時~2時30分
記念講演 午後2時30分~4時30分
会場 M&Dホール(保険医会館東隣り)
定員 150人 会費 無料
講師 堤 未果氏(ジャーナリスト)
内容 堤氏は、NYで崩壊していく貿易センタービルを間近で目撃し、自分の理想であり憧れだったアメリカという「夢」が砕け散っていく衝撃を経験しました。その後、長期的外傷後ストレス障害(P.TSD)を引き起こして会社を辞め、帰国後は9・11の体験やアメリカ社会の虚構を題材に講演をされています。

今回は日本の平和憲法について触れ、進行しつつある日本の格差が広がると、アメリカの二の舞になると警鐘を鳴らします。
※結成集会に先立ち午前11時~午後12時40分に映画「ムッチャんの詩」を上映します

「確定申告 個別相談会」
期間 2月28日(木)~3月12日(水)
時間帯 ①10時~②13時~③14時30分~④16時~
※医療以外の所得がある場合は、予約時に必ずお申し出ください。
費用 医療所得のみの場合2万円(なお、白色申告で簡易計算のみは1万円)
※持参していただく資料
①今年の確定申告書、青色申告決算書、付表(医師・歯科医師用)
②前年の申告書控え、決算書控え、付表(医師・歯科医師用)
③社保、国保収入(各月振込額通知書、年間振込額通知書)、自費収入明細資料
④年間経費集計表(総勘定元帳など)
⑤各種控除証明書(年金保険料通知書等)、市町村からの源泉徴収票など
⑥他の所得(一時所得など)がある場合は金額を証明する書類
※電話による事前予約制です。医療以外の所得や複数人数分の相談には、別途費用が生じます。

未入会者とは、会員院所に勤める勤務医未入会者です
※協会行事などを本紙で報道するため、講習会などの写真で個人が特定されることがありますが、趣旨をご理解の上、ご了承ください。また、講習会でのビデオ撮影や録音はお断りします。
※M&Dホールとは、医師・歯科同協会が協同組合会館5Fに共同で建てたホールの名です。

講習会へ参加ご希望の方は、必ず事前に協会までお申し込み下さい。